

加古川市民交流ひろばの使用に関する要綱

令和6年2月29日 市民協働部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例施行規則（令和4年規則第12号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、加古川市民交流ひろばの使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(窓口取扱い日時)

第2条 加古川市民交流ひろば（以下「施設」という。）の使用許可の申請及び使用料の納入の受付日は、市民活動推進課多文化共生係の営業日（以下「営業日」という。）とし、以下に定める日を除く、火曜日から日曜日までの午前9時から午後5時までとする。

- (1) 施設休館日（施設の保守点検日、臨時休館日及び12月29日から1月3日の期間）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 月曜日が前号に当たる場合の翌営業日

(使用許可の申請)

第3条 規則第2条で規定する使用許可の申請について、加古川市民交流ひろば使用許可兼使用料減免申請書（以下「申請書」という。）の提出を伴わない使用許可の申請並びに電話で使用許可の申請を受付する場合は仮受付とし、当該仮受付を予約として取り扱う（以下「予約」という。）。施設を使用しようとする者は、原則として、当該予約の日から14日以内（当該予約の日から14日を経過する日が前条に規定する日であるときは、その直後の同条に規定する日まで）に申請書の提出及び使用料を納入するものとする。ただし、当該期限が使用期日後に到来するときは、使用期日までに申請書を提出し、及び使用料を納入しなければならない。

2 前項で規定する予約の受付期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 窓口で使用の予約を行うとき

使用期日の属する月の6箇月前の月の第1営業日の午前9時から使用期日まで

- (2) 電話で使用の予約を行うとき

使用期日の属する月の6箇月前の月の第1営業日の午前10時から使用期日まで

(使用許可申請の先行受付)

第4条 規則第2条第2項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めたときは、同項の規定による申請期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。ただし、先行受付の優先順位は、次の各号の順位による。

- (1) 市民活動推進課及び（公財）国際交流協会が使用するとき

- 使用期日の属する事業年度の前年度の7月から使用期日まで
- (2) 市民活動推進課以外の市の部署（市教育委員会を含む）が使用するとき
使用期日の属する事業年度の前年度の8月から使用期日まで
- (3) 第7条に規定する使用料の減免を受けることができる団体が使用するとき
使用期日の属する事業年度の前年度の8月から使用期日まで
- (4) 市（市教育委員会を含む）が共催する事業のために使用するとき
使用期日の属する事業年度の前年度の8月から使用期日まで

（使用時間の計算）

第5条 規則第4条に定める交流ひろばの使用時間について、同一の部屋を全ての使用時間区分にわたり使用する場合は、使用日が連続して5日を超えないこととする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

（使用許可の取消し等）

第6条 次に掲げる場合は、加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例（令和3年条例第33号。以下「条例」という。）第10条第1号に規定する条例第6条第3項第3号に定める管理運営上支障があるときとする。

- (1) 当施設が臨時休館するとき

（使用料の減免）

第7条 規則第5条第1項第4号の規定に基づき市民交流ひろばの減免を受けることができる団体は、以下に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条第1号アに規定する活動を行う団体のうち、加古川市民交流ひろばを使用する市民団体に関する要綱（令和6年2月20日市民協働部長決定）の規定に基づき、市民団体として認定を受けている団体
- (2) 条例第5条第1号イに規定する活動を行う団体のうち、加古川市民交流ひろばを使用する「男女共同参画に関する活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱（令和6年1月22日市民協働部長決定）の規定に基づき、男女共同参画活動団体として認定を受けている団体
- (3) 条例第5条第1号ウに規定する活動を行う団体のうち、加古川市民交流ひろばを使用する「国際交流及び多文化共生に関する活動を行うことを目的とする団体」に関する要綱（令和4年5月17日市民協働部長決定）の規定に基づき、国際交流活動団体として認定を受けている団体
- (4) 条例第5条第1号エに規定する活動を行う団体のうち、産業振興課において減免対象であると認められる団体
- (5) 条例第5条第1号オに規定する活動を行う団体のうち、社会教育課において減免対象であると認められる団体

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、原則、使用期日の7日前までに市民交流ひろば受付窓口へ申請書を提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 次に掲げる場合は、規則第6条第1項第1号に定める「天災地変その他使用者の責に帰することができない理由」に該当する場合とする。

- (1) 播磨南東部において暴風、暴風雪、大雨又は大雪の警報が発表された場合

(使用料の加算)

第9条 次に掲げる場合は、条例別表備考2に規定する「使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は商品の展示、宣伝若しくは販売に使用するとき」とする。

- (1) 商品販売会、商品説明会、社員研修会、企業説明会、試験会場等、企業活動を目的に使用する場合
- (2) 演奏会、鑑賞会、教室等で、実費相当を超える入場料・会費等を徴収する場合
- (3) 団体への加入、勧誘を目的に使用する場合
- (4) その他金銭的な利益を得ようとする又はそれに繋がる場合

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、条例及び規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 隣接する部屋の音の発生（マイクを使用する場合を含む）については了承を得たものとする。
- (2) 持ち込み機材の使用の可否については、職員と相談すること

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市民交流ひろばの使用に関する要綱の規定は、令和9年4月1日以後の使用に係る使用料の加算について適用し、同日前の使用に係る使用料の加算については、なお従前の例による。